

## 別記①令和8年度非正規雇用労働者等職業訓練計画(補足資料)

### (1)企画提案について

企画提案は、1つの応募枠につき、1つの訓練科目を提案するものとする。

### (2)デジタルリテラシーの向上促進について

全ての訓練コースにおいて、下記①、②の取組を行うこと。

- ① 訓練生に対し、デジタルリテラシーの必要性・重要性を周知するため、厚生労働省作成の資料及びリーフレットを全ての訓練生に配布する。
- ② 様式第18号「デジタルリテラシーを含むカリキュラムチェックシート」を参考に、各訓練分野の特性を踏まえたデジタルリテラシーを含むカリキュラムを訓練期間中に、最低1時間は設定する。様式第13号別紙「DXリテラシー標準の項目の一覧」に沿うものであれば、様式第13号「デジタルリテラシーを含むカリキュラムチェックシート」に記載していないものでもよい。様式第13号「デジタルリテラシーを含むカリキュラムチェックシート」とともに、訓練内容の該当箇所がわかる資料等の書類を提出すること。

### (3)オンラインによる訓練について

次の要件を満たす場合には、一部オンラインによる訓練を実施することを可能とする。

なお、オンラインによる訓練を実施する場合は、様式第12号を提出すること。

- ・ 通信の方法のうち、テレビ会議システム等を使用し、講師と訓練生が映像・音声により互いにやりとりを行う等の同時かつ双方向に行われるもの。
- ・ 学科、実技の科目について、オンラインによって行うことができる。ただし、通所の訓練に相当する訓練効果を有すると認められるものに限る。
- ・ 「なりすまし」による不正受講を防止するため、訓練受講時に訓練生本人であることをWEBカメラ、個人認証ID及びパスワードの入力、メール、電話等により確認できるものを原則とする。
- ・ 通所による訓練の時間を総訓練時間の20%以上確保することを原則とし、集合訓練、個別指導、面接指導等を実施すること。  
なお、通所による訓練の実施に当たっては、訓練効果を高める時期に設定すること。
- ・ オンラインによる訓練の実施に先立ち、オンライン接続等の方法を訓練生本人に説明するとともに、オンライン接続テストを行うこと。また、訓練中に通信障害等によりオンライン接続が遮断された場合に訓練生本人に迅速に連絡をとれる方法を確保し、接続の復旧に向けたアドバイス等を的確に行える体制を整備すること。
- ・ オンラインによる訓練の受講に必要な設備(パソコン等)及びインターネット接続環境(モバイルルーター等)について、訓練生に無償で貸与できない場合においては、訓練生が自ら用意する又は有償で貸与するものとし、通信費は訓練生が負担するものとする。
- ・ オンラインによる訓練の受講に必要な設備・推奨環境(委託先機関において用意する設備等があれば、その設備等を含む。)、パソコンスキル等の内容は、訓練生募集案内等に明記するほか、訓練説明会等においても説明すること。